

## 薬剤師奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、滋賀県内の病院への薬剤師の就職および定着を促進することを目的として、県内の病院が当該病院で一定期間以上勤務することを要件として薬剤師に対し実施する奨学金の返還支援に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき設置された大学(6年制薬学部に限る。)および大学院をいう。
- (2) 奨学金 大学等の修学のために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
  - イ 地方公共団体、大学および民間企業・団体などが貸与する奨学金(ただし、第1条の趣旨から外れるものを除く。)
- (3) 病院 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 1 項の規定による開設等の許可を受けた病院
- (4) 奨学金返還支援制度 本補助金の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)が、雇用する薬剤師に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程など明文化された文書(以下「内部規定等」という。)に基づき行うものであって、以下に該当するものをいう。
  - ア 支援対象薬剤師本人が債務者となっている奨学金の返還に係る負担を軽減するもの。
  - イ 支援対象薬剤師に対して年度 1 回以上、通貨(現金または口座振込等)によって給付するもの、または該当薬剤師に代わって奨学金の債権者に対して年度 1 回以上直接返還する(以下「代理返還」という。)もの。
- (5) 支援対象薬剤師 奨学金返還支援制度の対象となる薬剤師であって、次のア、イおよびウのすべてを満たし、かつ、エまたはオのいずれかを満たす者をいう。
  - ア 正規雇用(期間の定めのない労働契約に基づく雇用であって、所定労働時間が通常の従業員の所定労働時間と同じである。)であること
  - イ 申請日において、奨学金を返還中であるか、申請日の属する年度から返還開始予定であること。また、各年度の申請日において貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。
  - ウ 本補助金の交付を受けて返還支援を実施した期間に二分の三を乗じた期間、当該病院に薬剤師として勤務し、補助事業者が実施する研修プログラムに基づく研修を受講する意思があること。
  - エ 大学等を卒業または修了(大学院進学者は中退も含む。)(以下、「大学等を卒業」という。)翌年度に補助対象病院に採用され、採用年度の 4 月 1 日を起点として24箇月以

内であること。

オ 大学等を卒業した翌年度の4月1日を起点として24箇月経過後の翌日までに補助事業者が開設する病院に採用され、採用年度の4月1日を起点として12箇月以内であること、かつ、補助事業者が開設する病院で勤務する以前に県内の他の病院(開設者の異なる病院)で正規雇用で勤務したことがない者に限る。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、県内の病院の開設者、病院長または病院事業管理者とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該病院において正規雇用した薬剤師に対する奨学金返還支援制度を設けていること。
- (2) 支援対象薬剤師の資質・能力の向上を図るため、知事が別に定める「研修プログラム作成指針」に則した研修プログラムを設けていること。

また、本補助金を活用し、返還支援を実施した期間に二分の三を乗じた期間、支援対象薬剤師に当該研修プログラムに基づく教育を実施すること。ただし、すでに支援対象薬剤師が当該研修プログラムと同等の内容の教育を受けている場合はこの限りでない。

(補助金交付の対象および交付額)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は別表第1のとおりとする。

また、補助対象期間、補助率、補助金額および上限額は別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、補助事業者が、規則第6条の規定による補助金の交付決定前に行った事業についても、この交付要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合には、補助の対象とすることができる。

(支援対象薬剤師に対する支援対象期間)

第5条 補助事業の対象となる支援実施期間は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

ただし、申請初年度に交付決定を受けた者が翌年度以降に申請する場合、内容に変更がない場合は、第2号、第4号および第5号の書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業計画書および収支予算書(別紙1)
- (2) 補助事業者が設ける奨学金返還支援制度が明文化された文書(内部規定等)
- (3) 補助事業者が支援対象薬剤師に対して行う研修プログラムの内容を確認できる文書
- (4) 支援対象薬剤師の薬剤師免許証または登録済証明書の写し
- (5) 奨学金が返還義務のある貸与型であることを確認することができるもの

2 補助事業者が交付決定前に補助事業を実施しようとする場合においては、前項に掲げる

書類に加えて、補助金事前着手申請書(別紙2)を提出すること。

- 3 補助事業者は、第一項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (補助金の交付決定)

第7条 知事は第6条および第8条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の変更交付申請)

第8条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業について、計画内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、変更交付申請書(様式第2号)を速やかに知事に提出しなければならない。

#### (交付の条件)

第9条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合は知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に終了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を当該年度の補助事業完了後、5年間保存しておかななければならない。
- (4) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律または予算制度に基づく県の負担または補助を受けてはならない。
- (5) 本補助対象期間中および第2条第5号カの期間に、支援対象者が異動(補助事業者が開設する県内の他の病院への異動を除く)や退職等により、第2条第5号カの要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 支援対象薬剤師が第2条第5号ウの要件を満たしたときは、事業完了報告書(様式第5号)による事業完了報告書を提出すること。

#### (申請の取り下げ)

第10条 規則第7条に規定する当該通知に係る補助金の交付決定の内容またはこれに付き

れた条件に不服があるときは、15 日以内に取り下げをすることができる。

(実績報告)

第 11条 規則第 12 条の規定により実績報告しようとするときは、毎年度、補助対象期間終了した日から 30 日以内または補助対象年度の翌年度の4月 10 日(事業の廃止の承認を受けたときは、当該通知を受理した日から 1 か月以内)のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(別紙4)
- (2) 給与明細書または賃金台帳等支援対象者に奨学金返還を支援するための手当等を支給した実績を確認することができる書類の写し
- (3) 研修プログラム実施報告書(別紙5)

2 第6条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第 12条 知事は、第 11条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13条 知事は、第12条の規定により確定した額を精算払いの方法により交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則または本要綱の規程に違反した場合
- (2) 不正または虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (3) 補助対象事業者が、奨学金返還支援制度により支援対象薬剤師に支給した手当等の返還を受けた場合
- (4) 支援対象薬剤師が、本補助金を活用して返還支援を実施した期間に二分の三を乗じた期間、補助事業者が開設する病院で勤務しなかった場合

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに様式第4号による消費税等仕入れ控除税額報告書を知事に提出しなければならない

い。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第16条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条による交付申請があった日から起算して14日以内に行うものとする。
- (2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3)規則第13条の規定による額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第17条 第6条の規定に基づく交付申請および第11条の規定に基づく実績報告または第15条に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例(平成16年滋賀県規則第30号。)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して申請することができる。

(検査)

第18条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(実施細目)

第19条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか補助金交付等に関して必要なときは、その都度これを定めて補助事業者に通知するものとする。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行し、令和8年度以降の補助金に適用する。

別表第1 補助対象経費(第4条関係)

対象区分	補助対象経費
奨学金返還支援	補助対象事業者が奨学金返還支援のために支援対象薬剤師本人に対して直接支払った手当等および代理返還に要する経費

別表第2 補助対象期間、補助率、補助金額、上限額(第4条関係)

補助対象期間	補助金申請年度の支援対象薬剤師に対して返還支援を開始した日以降に迎える初回給与支給日の属する月から3月31日まで
補助率	補助対象経費の1/2
補助金額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)または支援対象薬剤師1人当たり25,000円に各年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額のいずれか少ない額
総額の上限	1名の支援対象薬剤師の総額の上限額は、300,000円とする。 *原則、1病院1名分とするが、予算の範囲において、複数名分の申請を認めることができる。

別表第3 支援対象薬剤師に対する支援対象期間(第5条関係)

対象区分	支援対象期間
奨学金返還支援	支援対象期間は継続する期間とし、支援対象薬剤師ごとに4年を上限とする。なお、4年とは、支援対象薬剤師に対して返還支援を開始した日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1箇月目とし、48箇月目までとする。 ただし支援対象薬剤師に、産前・産後休暇、育児休業その他知事が認める事由が生じた場合は中断を認め、年単位で中断した期間、延長することができる。